

アセチレン容器の安全弁に関する基準 KHKS 0125 (2008) の見直しについて

1. 見直しの主旨

「アセチレン容器の安全弁に関する基準」は、安全弁の製造における基準及び附属品検査における基準として使用されている。本基準は、昭和43年制定され、平成16年及び平成20年に改正された。最終改正から4年が経過したため、定期的な見直しを行うものである。

2. 前回改正の主な内容

平成20年に行った主な改正は以下のとおり。

(1) 可溶合金の材料規定の削除

可溶合金の材料組成はBi 53.9%、Sn 25.9%、Cd 20.2%と定めていたが、環境保護の観点からカドミウムを使用しない傾向にあったため、材料組成の規定を削除し、可溶合金の性能を作動試験において確認（105±5°Cにおいて溶融）する性能規定とした。

(2) 引用JISを最新版に改正（例 H 3250(2006) → H 3250(2000) 等）

3. 改正要望

本規格の見直しにあたって、関係団体に改正要望の調査を行ったところ、以下の引用JIS規格について最新版の適用の要望（日本高圧ガス容器バルブ工業会）があった。

- ① JIS G 4051(2005) 「機械構造用炭素鋼鋼材」 → JIS G 4051(2010)
- ② JIS H 3250(2006) 「銅及び銅合金の棒」 → JIS H 3250(2012)

なお、上記規格の改正内容については本基準の技術的内容の変更を伴うものではない。

4. 見直しの方針（案）

本規格の見直しは、「確認」としたい。

改正要望のあった引用JIS規格の最新版の適用については、本基準の技術的内容の変更を伴うものではないため、事務局において改正（軽微変更のため、委員会審議の必要なし）として対応したい。改正内容については、直近の委員会において改めて報告する。